

給水装置工事許可申請フロー

給水工事許可申請のフロー

(1) 給水装置工事許可申請書提出及び審査手数料の支払いについて

給水装置工事許可申請書（2部）、他必要書類（2部）、チェックシート（申請用1部）を上水道課に提出してください。また、申請手数料等の支払いをお願いします。

(2) 施工承認審査について

上水道課担当技師が書類審査を行います。書類に不備なく指摘事項がなければ、1週間程度で施工承認となります。

国道・府道・市道等の道路占用工事が伴う場合は、道路管理者の占用許可後に工事着手となります。事前に必要書類（別紙チェックシート）と着手前写真を2部提出してください。道路占用工事には別途審査期間（別記）が必要です。また、道路管理者の占用許可時に予定工期をお聞きします。

(3) 施工承認について

上水道課に設置してある施工承認棚に、施工承認書類を入れておきます。窓口で受け取りにサインし、承認押印済の許可申請書を受領してください。返却した許可申請書は、完了検査に使用しますので大切に保管してください。

(4) 工事施工について

許可条件に基づき施工してください。変更が生じた場合は、その時点で市担当者に報告してください。

配水管からの給水分岐が必要な場合は、分岐作業時に現地立会を行いますので、事前に立会日時をお知らせください。

(5) 竣工図面の提出について

返却していた申請書、竣工図面（2部）、竣工時使用資材数量（2部）、チェックシート（竣工検査用1部：自主検査して記入）、工事写真（2部）、その他必要書類（部数は別途指示）を上水道課に提出してください。

(6) 完了検査日の通知について

検査日を別途通知します。

(7) 完了検査について

上水道課担当技師と現場担当の給水装置工事主任技術者が現場立会し、現地にて完了検査を行います。

(8) 指摘事項の改善について

完了検査で指摘事項等があれば、改善工事を行い指定期日までに報告してください。

(9) 検査完了後の給水装置工事許可申請書について

上水道課に設置してある施工承認棚に、書類を入れておきます。窓口で受け取りにサインし、検査済押印の許可申請書を受領してください。返却した許可申請書は、請求者が保管してください。